14
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

二十二年注律第 に第三号までの規定による養成施設(学校教育法(昭和二十二年注律第二十二年注)という。)に する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を除く。 する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を除く。 (報告を要する事項) (に第三号までの規定による養成施部(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校に附設される同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項及び第十二条において「指定」という。)に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 (令第五条の規定により報告を要する事項) (令第五条の規定により報告を要する事項は、次のとおりとする。ところによる。 一 当該学年度の学年別生徒数 二 前学年度における教員及び実習指導者の異動 四 前学年度の卒業者数
第	の等に持てごり見言によりを放回するながまた、四口によるは等等に活り、一条では第二号をは第三号又は第三十九条第一号か第一条の省令の趣旨) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
現	改 正 案

第十二条・第十三条(略)	第十三条 · 第十四条 (略) 第一
	十一条第一項第三号に掲げる事項。)
	した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに取り消した日及び第
	及び取り消した日(令第八条の規定による申請に基づき指定を取り消
	五 令第七条の規定により指定を取り消した場合 指定を取り消した旨
	項
	四 令第五条の規定により報告を受理した場合 第十条各号に掲げる事
	課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)
	一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(修業年限、養成
	三 令第四条第二項の規定により変更の届出を受理した場合 第八条第
	する事項に限る。)
	第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関
	二 令第四条第一項の規定により変更の承認をした場合 第八条第一項
	までに掲げる事項)
	国の設置する養成施設である場合にあつては、同項第二号から第十号
	一 指定をした場合 第八条第一項各号に掲げる事項(当該養成施設が
	号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。
	第十二条 令第十一条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各
(新設)	(令第十一条第四項の規定により報告を要する事項) (鉱